（運輸審議会一般規則の一部改正）

第三条　運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十八条第一項中「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第四条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の四」を「第四条の五」に改める。

第四条の四の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第四条の五　土地区画整理法施行令（以下「令」という。）第三条の二第一項において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第二十条第四項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の八第四項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第二十条第四項又は第五十一条の八第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県都市計画審議会が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

2　令第三条の二第二項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて都道府県都市計画審議会が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

3　令第三条の二第三項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第六十九条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第六十九条第四項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて国土交通大臣が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

4　令第三条の二第四項において準用する行政不服審査法施行令第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第七十一条の三第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（法第七十一条の三第九項において準用する行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この項において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて国土交通大臣又は都道府県知事が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（公共用地の取得に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　公共用地の取得に関する特別措置法施行規則（昭和三十六年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二号中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「第三十八条の二第四項」を「第三十八条の二第五項」に、「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第四項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　送致事件に係る事件送致の申立書

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（事件送致申立書の様式）

第七条　法第三十八条の二第二項（法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申立書の様式は、別記様式第四とする。

別記様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第四（第七条関係）

事件送致申立書

起業者住所
氏名又は名称

土地等の所有者住所
氏名

関係人住所
氏名

年　月　日に緊急裁決の申立てをしました事件について、左記により、公共用地の取得に関する特別措置法第三十八条の二第一項の規定による申立てをします。

記

一　送致事件に係る事業の種類

二　送致事件に係る起業者の緊急裁決の申立ての対象となつた土地の所在、地番及び地目等

三　事件の送致を申し立てる理由

年　月　日

起業者住所
氏名又は名称　　印

収用委員会　御中

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第六条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改め、「又は異議申立て」、「又は決定」及び「若しくは決定」を削る。

（ダム使用権登録令施行規則の一部改正）

第七条　ダム使用権登録令施行規則（昭和四十二年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「異議申立書類」を「審査請求書類」に改める。

（都市計画法施行規則の一部改正）

第八条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に、「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

第三十八条の二を第三十八条の二の二とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第三十八条の二　令第三十六条の二において準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭審理の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。